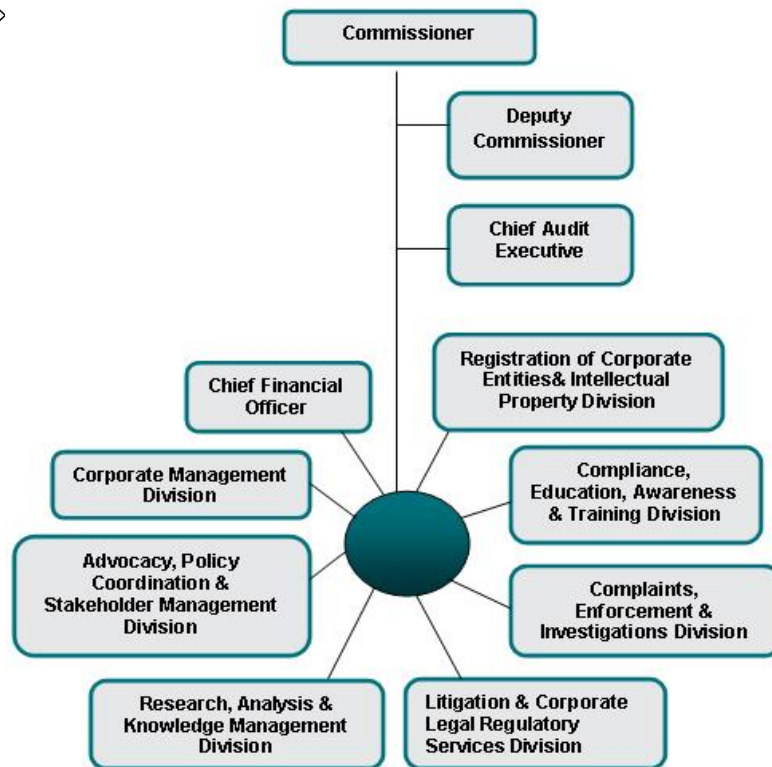


①国名	Republic of South Africa (ZA) (南アフリカ共和国)				
②名称	Department of Trade and Industry (DIT) / Companies and Intellectual Property Commission (CIPC、企業知的所有権委員会)				
③所在地	Block F, the dti Campus, 77 Meintjies Street, Sunnyside, Pretoria				
④連絡先	(電話) (27 12) 394 1298 (Dr Nyatlo) (Internet) http://www.cipc.co.za/ (E-mail) fcoetzee@cipc.co.za (Ms. Coetzee) (FAX) (27 12) 394 0448 (general)				
⑤組織の長	Commissioner: Mr. Rory Voller		<Patents & Designs> Senior Manager: Ms. Amanda Lotheringen <Trademarks> Senior Manager: Ms. Fleurette Coetzee		
⑥沿革	<p>(1) 南アフリカ連邦の設立(1910年5月31日)前においては、4つの別々の英国植民地から構成され、この4つの植民地においては、知的所有権の保護はそれぞれ別々の法律によって行われていた。</p> <p>(2) 1961年にイギリスの植民地から独立国家となった。特許法は、1952年の旧特許法が継続して適用されたが、1978年に大幅な改正が行われた。</p> <p>(3) 1978年特許法は、旧イギリス法をベースとするもので、「仮明細書」の提出を認めるものである。この1978年特許法は数度にわたって改正が行われているが、新しい特許法はECの特許法に合致するように志向している。この1978年法は、2005年法律第20号により改正された。</p> <p>(4) 意匠法は数度にわたって改正され、1995年5月1日に新意匠法が施行された。この新意匠法により、美的意匠の他に、新たに機能的意匠が保護されることになった。この新意匠法下においては、ICチップの回路配置、マスクワーク及びマスクワークのシリーズも機能的意匠として登録することができる。</p> <p>(5) 商標法は、1995年5月1日に新商標法が施行された。この新商標法の施行により、標章を構成するものの範囲が拡大されるとともに、登録方式が一本化された。また、団体商標が登録可能となり、周知標章の保護が拡大され、防護標章の登録が廃止された。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権				
⑩加盟条約	WIPO 1975/3/23	ベルヌ 1928/10/3	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1947/12/1	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
	ブダペスト 1997/7/14	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT 1999/3/16	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/1/1		

①国名	Republic of South Africa (ZA) (南アフリカ共和国)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	6,914	6,688	10,960	13,990
		(内 外国出願)	6,347	6,146	9,156	12,339
		(内 日本から)	203	179	170	141
		(内 PCTルート)	5,834	5,498	6,311	6,432
	意匠	全数	1,884	1,708	1,561	1,700
		(内 外国出願)	908	738	833	1,028
		(内 日本から)	73	43	32	27
	商標	全数	37,371	36,323	39,863	39,120
		(内 外国出願)	15,788	14,219	14,077	16,823
		(内 日本から)	736	588	595	615
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	6,162	3,466	6,107	11,267
		(内 外国出願)	5,468	3,153	5,542	10,754
		(内 日本から)	177	86	144	95
		(内 PCTルート)	5,011	2,860	3,975	4,553
	意匠	全数	1,884	1,495	1,668	1,594
(内 外国出願)		976	801	807	895	
(内 日本から)		62	67	35	43	
商標	全数	30,761	22,895	16,874	32,998	
	(内 外国出願)	14,049	10,873	6,712	15,189	
	(内 日本から)	575	499	292	622	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>



①国名	Republic of South Africa (ZA) (南アフリカ共和国)																	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2003年 1月 15日施行 (2002年法律第58号)																
	③地理的効力の範囲	南アフリカ共和国内のみ																
	④他国制度との関係	無																
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第27条)																
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は南ア国内に送達先を指定しなければならない。したがって、南アで公認の代理人を選任しなければならない。 (特許法第87条)																
	⑦出願言語	南アフリカの公用語、パリ条約加盟国の公用語(パリ条約加盟国の公用語の場合は、3ヶ月以内に証明を受けた南アフリカ共和国の公用語による翻訳文を提出しなければならない)。(特許法第30条(6a)、(6c))																
	⑧特許権の存続期間及び起算日	公告の日から効力を有し、出願日から20年 (特許法第44条、同第46条(1))																
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第25条(6))																
	⑩「グレースピリオド」	有。出願人が知ることなく、又は出願人の同意なく行なわれる技術試験や実験及び事前の開示(期限の制限なし) (特許法第26条)																
	⑪非特許対象	(1) 発見 (2) 科学理論 (3) 数学的方法 (4) 文芸、演劇、音楽又は芸術作品、及びその他一切の審美的創作物 (5) 知的活動、遊戯又は事業を行うための計画、規則又は方法 (6) コンピュータ・プログラム (7) 情報の提示 (8) 発明の公表又は利用が犯罪的又は不道徳な行動を奨励することになる発明 (9) 植物又は動物の品種及び植物又は動物の生産のための本質的に生物学的方法 (10) 人体又は動物体に施される手術若しくは治療又は診断による人体又は動物体についての処置の方法の発明 (特許法第25条(2)、(4))																
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。(方式要件の審査のみが行なわる) (特許規則41)																
	⑬審査請求制度の有無	無。																
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。																
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後。完全明細書の受理が前記18ヶ月の期間の満了前に公表されるときは、出願書類は公表日から公衆の閲覧に供される。 (特許法第42条、第43条)																
	⑯異議申立制度の有無	無。																
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効の手続きは裁判所に申立てることができる。(特許法第61条、特許規則76)																
	⑱実施義務																	
	⑲費用 単位 ZAR (南アフリカ・ラント)	[出願からと登録までに掛かる費用] 出願料 (仮明細書) 60 ZAR (完全明細書) 590 ZAR [特許権維持に掛かる費用] 年金 <table border="1" data-bbox="622 1948 1436 2094"> <tr> <td>4年－6年次</td> <td>60 ZAR(毎年)</td> <td>13年－14年次</td> <td>145 ZAR(毎年)</td> </tr> <tr> <td>7年－8年次</td> <td>85 ZAR(毎年)</td> <td>15年－16年次</td> <td>164 ZAR(毎年)</td> </tr> <tr> <td>9年－10年次</td> <td>100 ZAR(毎年)</td> <td>17年－18年次</td> <td>181 ZAR(毎年)</td> </tr> <tr> <td>11年－12年次</td> <td>120 ZAR(毎年)</td> <td>19年－20年次</td> <td>206 ZAR(毎年)</td> </tr> </table>	4年－6年次	60 ZAR(毎年)	13年－14年次	145 ZAR(毎年)	7年－8年次	85 ZAR(毎年)	15年－16年次	164 ZAR(毎年)	9年－10年次	100 ZAR(毎年)	17年－18年次	181 ZAR(毎年)	11年－12年次	120 ZAR(毎年)	19年－20年次	206 ZAR(毎年)
4年－6年次	60 ZAR(毎年)	13年－14年次	145 ZAR(毎年)															
7年－8年次	85 ZAR(毎年)	15年－16年次	164 ZAR(毎年)															
9年－10年次	100 ZAR(毎年)	17年－18年次	181 ZAR(毎年)															
11年－12年次	120 ZAR(毎年)	19年－20年次	206 ZAR(毎年)															

①国名	Republic of South Africa (ZA) (南アフリカ共和国)	
	⑩料金減免措置の有無	無。
	⑪PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。
	(備考)	仮明細書／完全明細書 特許出願時に仮明細書を添付したときは、出願日から12月以内に完全明細書を提出しなければならない。(特許法第38条)

①国名	Republic of South Africa (ZA) (南アフリカ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1997年法律第38号
	③地理的効力の範囲	南アフリカ共和国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第1条)
	⑥現地代人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は南ア国内に送達先を指定しなければならない。したがって、南アで公認の代理人を選任しなければならない。 (意匠法第51条)
	⑦出願言語	英語又はその他の公用語 (意匠規則10、同17)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	(1) 美的意匠の存続期間は登録日又は公表日の何れか早い方から起算して15年 (2) 機能的意匠の存続期間は登録日又は公表日の何れか早い方から起算して10年 (意匠法第22条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第14条(3))
	⑩グレースピリット	有。公衆に公表された公表日から6月。 (意匠法第14条(2)、第17条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 意匠の定義に合致しない意匠 (2) 物品用の意匠であって産業的方法によって量産する意思のないもの (意匠法第14条(4)-(6))
	⑫実体審査の有無	無。方式要件の審査のみが行なわれる。 (意匠法第15条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。物品の部分が保護されるためには、当該部分が個別に製造されることが必要であり、当該部分が意匠の登録要件を満たす場合には意匠として保護される。 (意匠法第1条(1))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第1条(2))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟) (南アではロカルノ分類を一部拡大して使用している。)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は、方式要件を満たしているときは登録され、公表(公開)される。 (意匠法第10条、第18条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効の手続きは裁判所に申立てることにより行なうことができる。(意匠法第31条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of South Africa (ZA) (南アフリカ共和国)	
⑭費用 単位 ZAR (南アフリカ ・ラント)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	110 ZAR(1意匠)
	優先権主張料	44 ZAR(1意匠)
	審査請求料	
	登録料	
	[意匠権維持に掛かる費用]	
	存続期間更新料	
	4-6年次	55 ZAR(毎年) 11-12年次 110 ZAR
	7-8年次	77 ZAR(毎年) 13-14年次 132 ZAR
9-10年次	90 ZAR(毎年) 15年次 142 ZAR	
⑮料金減免措置 の有無	無。	

①国名	Republic of South Africa (ZA) (南アフリカ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2011年5月1日施行(2008年法律第71号により改正された1993年法律No. 194)
	③地理的効力の範囲	南アフリカ共和国の全領域、及び過去に独立共和国であったボフタツワナ、トランスカイ、ベンダ及びシスカイの領域が含まれる。
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標 (商標法第2条(1))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標 (商標法第2条(1))
	⑦出願人資格	標章を使用している者又は使用する予定の者(自然人、法人) (商標法第9条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は南ア国内に送達先を指定しなければならない。したがって、南アで公認の代理人を選任しなければならない。 (商標法第66条, 商標規則 7)
	⑪出願言語	英語又はその他の公用語 (商標規則 5)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日となる出願日から10年。10年ごとに更新することができる。 (商標法第37条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 商標を構成しない標章 (2) 視覚的に表示することのできない標章 (3) ある者の商品又はサービスと他の者の商品又はサービスを識別させる能力のない標章 (4) 取引において、商品又はサービスの種類、質、量、用途、価格、地理的原産その他の特性又は商品生産又はサービス提供の形態及び時期を示すために使用されることのある標章又は表示のみで構成される標章 (5) 通用語において、又は善意の、かつ確立している取引慣行において慣用となっている標章又は表示のみから構成される標章 (6) 登録出願人が、所有権についての真正な権権利を有していない標章 (7) 登録出願人が自ら又は同人が許可しているか若しくは許可する予定の者を通じて商標として使用する誠実な意思を有していない標章 (8) 商品の形状、形態、色彩又は模様のみから構成される標章であって、当該形状、形態、色彩又は模様が特定の技術的結果を得るために必要であるか、又は商品自体の性質に起因する場合 (9) 標章又はその要部が、登録出願の日又は優先日において、パリ条約に規定する周知商標としての保護を受ける資格を有する標章の複製、模倣又は翻案であり、また周知標章が周知されている商品又はサービスと同一であるか類似のものに使用されるものであって、その使用が欺瞞又は混同を生じさせるおそれがある場合 (10) 悪意で登録出願がされた標章 (11) 南アフリカ共和国又は他のパリ条約同盟国の国旗又は紋章学的見地からその模倣と見なされるものであって、南アフリカ共和国又は当該他国の権限を有する各当局から許可を得ていないもので構成されているか又はそれらを含んでいる標章 (12) 南アフリカ共和国又は他のパリ条約同盟国の紋章又は国その他の記章又は紋章学的見地からその模倣と見なされるものであって、南アフリカ共和国又は当該他国の権限を有する各当局から許可を得ていないもので構成されているか又はそれらを含んでいる標章 (13) 南アフリカ共和国又は他のパリ条約同盟国によって採択されている公的標章若しくは極印又は紋章学的見地からその模倣とみなされるものから構成されているか又はそれらを含んでいる標章であって、また南アフリカ共和国又は当該他国の権限を有する各当局の許可を得ないで、公的標章又は極印が監督及び保証を示すものと同一又は類似の商品又はサービスについて監督又は保証を示すもの

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of South Africa (ZA) (南アフリカ共和国)</p>
	<p>(14) パリ条約の同盟国が構成国となっている国際機関の旗、紋章若しくはその他の記章若しくは紋章学的見地からその模様とみなされるもの、又は当該機関の名称又は略称であって、当該機関の許可を得ていないもので構成されるか又はそれらを含んでいる標章</p> <p>(15) 国家の支援を示す単語、文字又は図案を含む標章</p> <p>(16) 商品用の容器又は商品の形状、形態、色彩又は模様で構成されている標章であって、当該標章の登録によって何れかの技芸又は産業の発展を制限することになるか又はそのようになるおそれがある場合</p> <p>(17) 標章自体が本質的に欺瞞的であるか、又は当該標章を使用することが欺瞞となるか若しくは混同を生じるか、又は法に反するか、又は道徳性に反するか、又は何れかの階級に属する人間の感情を害することになるおそれがある場合</p> <p>(18) 標章であって、それが従来使用されてきた方法の結果、欺瞞又は混同を生じるおそれがあるもの</p> <p>(19) 他の当事者に属する登録商標と同一の標章、又は当該登録商標に極度に類似している標章</p> <p>(20) 他の当事者が既に登録の出願をしている標章と同一の標章、又は当該標章に極度に類似している標章</p> <p>(21) 前項に記載する先の出願において登録出願されている標章であって、その登録が前項に記載する後の登録出願をする当事者の既存の権利に反する場合</p> <p>(22) 周知商標の登録の指定商品又は指定サービスの種類に係わりなく、南アフリカ共和国において既に登録されており、また周知である標章と同一であるか又は類似している標章であって、登録を求めている標章を使用することが、たとえ欺瞞や混同を生じない場合であっても、登録標章の識別性又は名声に関し、それから不正な利益を得るか又はそれに害を与えるおそれがある場合</p> <p>(23) 「特許」、「特許された」、「特許証により」、「登録」、「登録商標」、「登録意匠」、「著作権」、「認定された」、「保証された」という言葉又は類似する効果を有する言葉からなる標章</p> <p>(24) 「®」、「©」という文字又は登録されていると言及を意味すると解釈され得る類似の組合せからなる標章</p> <p style="text-align: center;">(商標法第10条)</p>
⑮防護標章制度の有無	無。
⑯周知商標制度の有無	<p>有。パリ条約及びTRIPS協定の下で周知商標として保護される商標は、南アフリカにおいても保護される。この保護を受けるためには、当該商標が関係する商品又は役務に関心を有する者の相当な部分において認識されていることが必要である。</p> <p style="text-align: center;">(商標法第35条)</p>
⑰一出願多区分制度の有無	無。
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、登録要件及び当該標章について同一又は類似の登録商標及び係属中の出願があるかどうかについて審査が行われる。(商標第16条(2)-(4))
⑲審査請求制度の有無	無。
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
㉑出願公開制度の有無	<p>無。出願公開制度はないが、登録出願が受理されると公報に公告(公開)される。</p> <p style="text-align: center;">(商標法第17条)</p>
㉒異議申立制度の有無	<p>有。利害関係人は、出願の公告日から3月以内に異議を申立てることができる。</p> <p style="text-align: center;">(商標法第21条)</p>
㉓無効審判制度の有無	<p>無。無効審判制度はないが、利害関係人は商標の無効を裁判所に提訴することができる(商標法第26条、第27条)。</p>
㉔不使用取消制度の有無	<p>有。5年。申請の3月前までに、登録証の交付の日から5年以上の継続した登録商標の不使用は、不使用取消の対象となる。(商標法第27条)</p>
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(南アは、ニース協定には未加盟)
㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(南アは、ウィーン協定には未加盟)
㉗譲渡要件	

①国名	Republic of South Africa (ZA) (南アフリカ共和国)	
	⑳費用 単位 ZAR (南アフリカ ・ランド)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 266 ZAR(1区分)
		[商標権維持に掛かる費用]
		存続期間更新料 121 ZAR
	㉑料金減免措置 の有無	無。